

日本国民を戦争へと引きずり込む 集団的自衛権行使容認の閣議決定に 嚴重に抗議します

安倍内閣は、自民党と公明党の全面的な協力を得て、7月1日、これまで集団的自衛権の行使を禁じてきた憲法解釈を変更し、その行使を容認する「閣議決定」を行いました。

集団的自衛権は、自国への攻撃がないにもかかわらず、他国への攻撃を自国への攻撃とみなして、連帯関係にある国を攻撃する国を攻撃することができる権能であり、「閣議決定」は、憲法第九条に基づいて、武力によらずに平和を達成するという日本国憲法の精神を根底からくつがえすものです。どのような詭弁を弄して正当化しようとも、憲法違反であることは明白です。

集団的自衛権の行使発動の要件に「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるとき」とありますが、なにを持って「明白な危険がある」と判断するのか明確ではありません。きわめて曖昧で、時の内閣によっていかようにもとらえうる内容となっています。

しかも、このような日本国憲法の理念そのものを変えてしまう変更が、国民的な議論を経ることもなく、内閣の恣意的で短兵急な「閣議決定」で行われてしまいました。この行為は、`憲法クーデター、と言わざるを得ない、立憲主義に反する卑劣な行為です。

安倍首相は「国民の命と平和な暮らしを守る」ためといますが、ひとたび集団的自衛権が行使されることになれば、政府が日本国民を戦争へと引きずり込み、国民の生命や自由・幸福追求が脅かされることとなります。「必要最小限度」の武力の行使としていますが、一度戦端が開かれれば、それは際限なく広がっていくこととなります。

日本機関紙協会埼玉県本部は、日本を再び戦争する国へと変貌させる集団的自衛権行使容認の閣議決定に嚴重に抗議し、ただちにそれを撤回すること、および関連法制の整備の作業を中止することを強く求めます。そして憲法違反の安倍内閣はただちに退陣すべきです。

2014年7月2日
日本機関紙協会埼玉県本部
理事長 金子 勝